

「千葉市再犯防止推進計画【原案】」に関するパブリックコメント手続の実施について

千葉市では、「千葉市再犯防止推進計画【原案】」（令和4～8年度）について、パブリックコメント手続を実施しますので、お知らせします。

1 計画原案の趣旨

刑法犯の認知件数は、全国的に年々減少傾向にある一方で、令和2年の検挙者に占める再犯者の割合が49.1%となり、昭和47年以降最も高くなりました。

犯罪をした人等の中には、安定した仕事や住居の確保が困難な人、高齢や障害により支援を必要とする人など、地域の中で生活する上で様々な支援を要する場合が多く見受けられ、こうした人達が再び犯罪をするのを防ぐためには、地域で孤立させない「息の長い」支援を、国、地方公共団体、民間団体等が緊密に連携協力して行うことが重要となります。

こうした状況を踏まえ、本市においても、犯罪をした人等が地域社会の一員として円滑に社会復帰し、また、市民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会を実現するための取組みを定めた計画原案を作成しました。

2 原案の公表

(1) 公表期間

令和4年8月15日（月）～ 9月15日（木）

(2) 公表方法

ア 市ホームページ

イ 市内施設での閲覧および配布

地域福祉課（市役所本庁舎1階）、市政情報室（千葉中央コミュニティセンター2階）、各区役所地域振興課、市図書館

3 意見の募集

(1) 募集期間

令和4年8月15日（月）～ 9月15日（木）（必着）

(2) 提出方法

件名、住所、氏名（ふりがな）または団体名・代表者氏名（ふりがな）、電話番号・電子メール等の連絡先を明記して、次のいずれかにより提出。

ア 郵 送 〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1 千葉市役所地域福祉課

イ F A X 043-245-5620

ウ 電子メール chiiki.HWH@city.chiba.lg.jp

エ 持 参 地域福祉課（市役所本庁舎1階） 各区役所地域振興課

4 市民等への周知

(1) ちば市政だより

8月号に掲載

(2) 市ホームページ

令和4年8月15日(月)公表

5 意見等の公表

意見の概要とその意見に対する市の考え方は、令和5年1月に市ホームページで公表する予定です。

なお、住所、氏名などの個人情報は公表しません。

6 添付資料

(1) 資料1 千葉県再犯防止推進計画【原案】(概要)

(2) 資料2 千葉県再犯防止推進計画【原案】